

[抄録様式]

公益財団法人 8020 推進財団

平成 26 年度 歯科保健活動助成交付事業報告書抄録

1. 事業名：学齡期喫煙防止対策事業（単年度事業）

2. 申請者名：公益社団法人三重県歯科医師会 会長 田所 泰

3. 実施組織 公益社団法人三重県歯科医師会 公衆衛生委員会

4. 事業の概要：

日本には、未成年者喫煙禁止法があるものの、実際には未成年者がタバコを吸いやすい環境や未成年者をタバコに誘う環境があふれており、かなりの率の未成年者が喫煙をしている。学校現場においても、近年、喫煙防止の教育は非常に熱心に行われている。しかし、特に未成年者の喫煙は将来の疾患増加につながるだけでなく、学校生活に様々な悪影響を及ぼすこと、また、成人よりも早期にニコチン依存が確立されるため、一旦喫煙を始めると禁煙が容易なことではない。そして、それらの多くが大人の喫煙者となっている。当然、未成年者がタバコを吸えないような環境整備や、未成年者の周りからタバコとタバコの広告を一掃することも大切であるが、喫煙という疾患は 15 歳から 22 歳が最も罹患しやすい時期であり、22 歳を過ぎると喫煙者になる人は非常に少ない。そこで喫煙が口腔内に及ぼす影響を通して歯の健康への関心を深め、歯科から未成年者を対象とした喫煙防止運動を啓発する。

5. 事業の内容：

三重県健康福祉部、三重県教育委員会協力のもと、喫煙防止リーフレット作成委員会を開き、喫煙が及ぼす口腔内の影響の知識、関心を高めるための児童、生徒向けのリーフレットを作成し、歯科から未成年者に対する喫煙防止運動を啓発していく。

6. 実施後の評価（今後の課題）：

喫煙が全身・口腔に及ぼす影響の理解は深められたが、未成年者の喫煙がもを喫煙者にしないためには、大人の世代の喫煙を減らすことが重要である。周囲成人の禁煙治療（環境）と予防（教育）の重要性が不可欠である。